

富山県警察通信指令技能検定実施要綱の制定について（例規通達）

警察官の通信指令技能検定については、「富山県警察通信指令技能検定実施要綱の制定について」（平成22年1月15日付け富地第120号）により運用してきたところであるが、通信指令に関する知識及び技能の向上による初動警察活動の強化を図るため、別添「富山県警察通信指令技能検定実施要綱」の一部を改正し、令和2年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

富山県警察通信指令技能検定実施要綱

第1 目的

この要綱は、通信指令技能についての検定の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施機関等

- 1 実施機関は、地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）とし、実施責任者は、地域部長とする。
- 2 実施責任者は、通信指令技能検定（以下「技能検定」という。）を統括し、下記に掲げる事務を行う。
 - (1) 技能検定の実施に関すること。
 - (2) 技能検定合格者の決定に関すること。

第3 技能検定の級位

技能検定は、初級、中級及び上級とする。

第4 技能検定の実施等

- 1 技能検定の検定内容及び合格基準は、別表のとおりとする。
- 2 技能検定は年1回以上実施するものとし、実施日時等については、実施責任者から所属長に別途連絡するものとする。

第5 技能検定の受検資格

技能検定の受検資格は、次のとおりとする。

- 1 初級技能検定
通信指令業務に関し、基礎的な知識・技能を有していること。
- 2 中級技能検定
 - (1) 初級技能検定を取得している者であること。
 - (2) 通信指令業務に関し、高度な知識・技能を有していること。
- 3 上級技能検定
 - (1) 中級技能検定を取得している者であること。
 - (2) 通信指令業務に関し、指導者としての高度な知識・技能を有していること。

第6 技能検定の受検手続

所属長は、前記第4の2の連絡を受けたときは、受検希望の職員を調査の上、当該連絡に添付された受検申請書を作成し、地域部通信指令課長を経由して実施責任者に申請するものとする。

第7 合格の通知等

- 1 実施責任者は、技能検定に合格した職員について、「通信指令技能検定合格通知書」

(別記様式第1号)により同職員の所属の長に通知するものとする。

- 2 地域部通信指令課長は、合格者の情報を総合職員情報管理システムに登録するとともに、「通信指令技能検定合格者台帳」(別記様式第2号)により管理するものとする。

※ 別表以下省略